

第2節 一般的安全衛生管理体制

労働災害を防止するためには、事業場において安全衛生を確保するための管理体制を確立することが不可欠である。そこで、一定の規模以上の事業場ないし一定の業種の事業場において、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者等の選任が義務付けられている。

1 総括安全衛生管理者(法第10条)

1. 選任(法第10条第1項、令第2条)

事業者は、次の業種及び規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

業種の区分	使用労働者数
① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	常時100人以上
② 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時300人以上
③ その他の業種	常時1,000人以上

* 使用する労働者には、日雇労働者、パートタイマーなどの労働者も含まれる(昭和47.9.18基発602号)。

* 「事業場」の適用範囲の考え方は、労基法における考え方と同一である。

2. 労働者派遣に関する総括安全衛生管理者等の選任の義務及び安全委員会等の設置の義務については、次表の通り派遣元事業者又は派遣先事業者

	派遣元事業者	派遣先事業者
総括安全衛生管理者、衛生管理者、(安全)衛生推進者及び産業医の選任、(安全)衛生委員会の設置	義務あり	義務あり
安全管理者、作業主任者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び店社安全衛生管理者の選任、安全委員会の設置	義務なし	義務あり